

産業建設委員会会議録

=====
日時 令和5年6月16日（金曜日）

午前10時から午前11時10分まで

場所 第4委員会室

日程

1 開会

2 協議・説明事項

付託された議案の審査

議案第46号 土浦市小町の館条例の一部改正について

議案第49号 令和5年度土浦市下水道事業会計補正予算（第1回）

議案第52号 市道の路線の認定について

議案第53号 和解について

3 報告事項

（1）入札案件について

（2）工事発注状況報告について

4 その他

（1）霞ヶ浦総合公園ピクニックガーデンの設置について

5 閉会

出席委員（7名）

副委員長 今野 貴子

委員 竹内 裕

委員 寺内 充

委員 海老原 一郎

委員 下村 壽郎

委員 島岡 宏明

委員 吉田 直起

欠席委員（1名）

委員長 平石 勝司

説明のため出席した者（11名）

産業経済部長 佐藤 亨

都市政策部長 塚本 隆行

建設部長	渡辺 善弘	商工観光課長	沼尻 健
都市整備課	福澄 雄祐	施設・公園管理課長	中島 賢市
道路管理課長	滝田 昌暁	道路建設課長	浅岡 武徳
住宅営繕課長	三浦 誠	下水道課長	室町 和徳
水道課長	和田 利昭		

傍聴者 1 名 (男 1 名)

事務局職員出席者 松本 裕司

○今野副委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日は、平石委員長が欠席ですので、副委員長が議事を行います。資料は、サイドブックスの「議案第 4 1 号から第 5 3 号」をお開きください。執行部の方は、説明の際にページ数もお願いします。それでは、議案第 4 6 号土浦市小町の館条例の一部改正について、説明願います。

○沼尻商工観光課長 議案第 4 6 号土浦市小町の館条例の一部改正について御説明いたします。14 ページをお願いいたします。改正の主な内容ですが、開館時間の変更をそれに伴う施設の利用料金表の変更、その他文言の整理でございます。現行の開館時間、冬時間が午後 5 時まで、夏時間は午後 6 時までとなっておりますが、条文の一部を削除、整理しまして、通年午前 9 時から午後 5 時までとしまして、それに合わせまして、利用料金表も午後 6 時までの部分を削除しまして、午後 5 時までの記載のみに改めるものでございます。説明は以上です。

○今野副委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○竹内委員 要するに 13 時から 18 時、3 月から 10 月。これをなくしたわけよね。今までこの時間帯は、どのくらいの入館者がいたのか。

○沼尻商工観光課長 主に来館者の多い時間帯が 11 時ぐらいから 13 時ぐらいで、おそばを食べに来る方なんかもいらっしゃいますので、そういった方がかなり多くございました。統計ですと、大体 5 時から 6 時になりますと、季節にもよりますけれども、二、三人のような状況がございまして、現場のほうからも、その時間まで空けておくのもどうなのかという話もありまして、いろいろこれまで入館者を調査した結果、17 時まででほぼカバーできるのかなということで、今回、条例改正させていただきたいと思っております。以上です。

○竹内委員 入館者が減少していればやむを得ないんだけど、3月から10月で時期的によい時期だよ。これから復活する見込みはないのかね。

○沼尻商工観光課長 登山客がかなり多くいらっしやいまして、そういった方も、朝早くからお昼過ぎごろに降りてくる方も、夕方ぐらいまでには、大体お帰りになるっていうようなことになっておりまして、ハイシーズンでも17時ぐらいまでがちょうどいいというふうに判断しております。以上です。

○下村委員 表の中で、改正前と改正後になるんでしょうけども、午前9時から午後1時まで通年と、もう一つは3月から10月までの午後の1,650円を1,320円にしますけれど、今度は一緒に、午前も午後も1,320円でもいいのではないか。

○沼尻商工観光課長 午前と午後ということで、おっしゃるとおり、同じじゃないかというようなことですが、これまでも午前と午後で分けておりまして、この表記が利用者に対しては分かりやすいのかなというふうに考えております。

○下村委員 これ、午前と午後で1,320円ずつ午前中使って今後ずっと1日使ったら2,640円取られるんですか。

○沼尻商工観光課長 はい。そのとおりでございます。

○下村委員 午前と午後と1,320円って言うけど、もっと安くなってもいいんじゃないの。2,640円払う計算の根拠はあるんですか。

○沼尻商工観光課長 はい、委員のおっしゃるとおり、丸々1日使えば少し安くしてもいいのかなというお考えもあるかと思えます。利用者の方は、大体午前で終了されている団体が多く利用されておりまして、ただ、そういった御意見もございますので、利用者の方から、1日使えたとき少し何とかならないのとか、そういう話にはちょっと耳を傾けていきたいなというふうに思っております。

○寺内委員 前の商工観光の課長で、あそこで、かまどで御飯炊きの経験をさせるっていうことでかまどを買いたいっていうことがあったんだけど、利用されてるのかい。

○沼尻商工観光課長 はい。イベントのときに、小町の館の職員がもち米を炊いてみたりとか、そういったことで利用されておりまして、実は明日、小町の館のほうで田植え体験がございまして、ちょうど明日は、そのかまどを使ってお米を炊いて、おにぎりをつくって、参加者の方に食べさせるということ、使っております。

○寺内委員 確かに、その職員がやってくれるのはいいんだよ。ところがあ

そこで、例えば子供会が集まって、そういうことをやりたいんだということで予算を通してもらえないだろうかって話だったんだけど、そういうものってというのは何かないのか。それちょっとお聞かせください。

○沼尻商工観光課長 コロナウイルスの関係がございまして、自分たちで作って食べてってことが、この2020年はちょっと自粛というようなことだったので、今後、近隣の小学生とか、そういった子供会なんかに多く広く使っていただきたいということでPRを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○寺内委員 そうすると、時間がかかってきちゃうんだよね。そういうことがあるんで、やはり相対的にこう考えて、その時間を考えてもらえばいいけど、利用者がいないんだといっても、今度こういうことをやっていきますとなったら、今度利用者が増えるわけだから、それはちょっと要望でいいから考えといてくれますか。

○今野副委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野副委員長 では、お諮りします。議案第46号土浦市小町の館条例の一部改正については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野副委員長 御異議なしと認めます。よって議案第46号は、原案どおり決しました。暫時休憩とします。

(休憩午前10時10分 再開午前10時25分)

○今野副委員長 再開します。議案第49号令和5年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)について説明願います。

○室町下水道課長 下水道課でございまして。議案第49号令和5年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)でございまして。はじめに、補正内容については、神立菅谷雨水幹線整備におけるN T Tの移設補償費の確定による増額要求でございまして。条文の第2条、令和5年度予算における業務の予定量の(4)主な建設改良事業のうち、雨水排水路整備事業については、8,490万円増の補正をお願いするものです。第3条、資本的収入及び支出の予定額については、収入科目、第1款資本的収入、第1項企業債及び支出科目第1款資本的支出、第1項建設改良費ともに補正予定額8,490万円の増額となります。35ページをお願いいたします。第4条の企業債の公共下水道整備事業の限度額について、補正予定額を8,490万円増額し、11億3,080万円とするものです。37ページをお願いいたします。こちらは、補正に係る資本的収入及び

支出の事項別明細書でございます。内容については、ただいま御説明いたしましたとおりでございます。38ページをお願いいたします。こちらは、企業債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となり、今回の企業債の補正増を追加しております。下水道課の説明は、以上でございますので、よろしく申し上げます。

○今野副委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野副委員長 では、お諮りします。議案第49号令和5年度土浦市下水道事業会計補正予算(第1回)については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今野副委員長 御異議なしと認めます。よって議案第49号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第52号市道の路線の認定について、説明願います。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。43ページをお願いいたします。議案第52号市道の路線の認定について御説明いたします。44ページをお願いいたします。市道の認定につきましては、3路線でございます。天川1丁目19号線、下高津2丁目15号線、I級45号線となります。45ページをお願いいたします。天川1丁目19号線の位置につきましては、天川保育所の東側で開発行為を株式会社レックスが行い、寄附により延長31.5メートル、幅員5.0から8.0メートルを市道に認定するものでございます。46ページをお願いいたします。下高津二丁目15号線の位置につきましては、国立病院の北側でございます。この路線は、県が県道土浦坂東線の整備を行ったことにより発生いたしました今までの県道部分を市道に認定するもので、延長81.6メートル、幅員6.0から8.00メートルの認定でございます。47ページをお願いいたします。I級45号線でございますが、国道125号阿見土浦バイパス整備事業に伴って生じる現在の国道125号を引き継ぐに当たり、認定するものです。区間は、小松坂下から阿見町の行政界までとなっております。延長2,170メートル、幅員9.7から16.4メートルの認定でございます。以上の3路線の市道認定につきまして、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○今野副委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○竹内委員 下高津二丁目ね。うちの町内だから。あれは車の通行はできないよね。

○滝田道路管理課長 出入りはできます。

○竹内委員 ただ、ここ交差点のところって、パーマ屋があるでしょ。新しいパーマ屋がこの交差点にあって、交差点のところに行くとパーマ屋ができたんだけど、その間だよ、これ。いつも見ているけど、車止めがこうあるんだけど。あんなところ車通行して出ていったり入ったりしたら大変でしょう。

○滝田道路管理課長 通行という意味ではそういう形ですけども、そこまでの出入りができるという形で、どうしても市道に認定しておかないと、そのあと家屋の接道ができなくなってしまうということもありますので、今回、認定するものでございます。

○下村委員 私は知らないから、ちょっと教えていただきたいと思ってお伺いしたいんです。県道を市の市道に路線変更した時のメリットとかデメリットについて教えていただきたいなと思うんです。

○滝田道路管理課長 メリットとデメリットということなんですけれども、実際、県道でバイパスができることによって125号線がそちら側を通ることになりますので、現在の道路を県のほうで把握していないといけないわけですけども、市道に認定して、メリットとしては市のほうでは路線が増えるので実際、デメリットのほうが大きいのかなと思うんですけども、その辺は県からの譲渡という形で考えなくちゃいけないところですので、いたしかたないと思っております。

○下村委員 今のお話だと、デメリットが大きいのかなと私もそんなふうに思ったんですけども、市がこの道路を今度管理するようになると、いろいろ管理の問題でいろいろと増えて、業務が増えてくるんだろうと思うんですが、例えば、市が例えばこの下に下水道を作るとか、いろんな意味で何かそういった時には、県とかなんか関係なしに市がやれることになるんだろうと思うんですけども、そういったメリットがあるんだろうと思うんです。例えばこの地域は崖の下のほうにあって、水なんかもすごく来るんだろうと思うんですよね。この路線をだから、やっぱり災害のときにも、考えればいろんな活用ができると思うので、御検討いただきたいなと。路線変更によって、市のメリットになるものを考えていただきたいなと思います。私からは以上です。

○島岡委員 土浦第三高の下のところの歩道橋があるところで、あまりにもその歩道橋がさびだらけで、私、土浦市にも言って、県のほうにも言って、県のほうで、今度は色を塗り替えてくれるっていうお話を頂いたんですけど、そ

の歩道橋の管理はどうなんですか。

○**滝田道路管理課長** 歩道橋の管理も含めて市ということになります。ただ、いろいろ条件をつけまして、条件に合ったものを県のほうで行ってから、市のほうに移管されるという形になりますので、例えば舗装が傷んでいる形になれば、傷んだまま市に受けるのではなくて、傷んだ舗装のところはきちんと直してもらっての移管という形になります。

○**島岡委員** はい。お願いしたのが、今年の初めごろにお願いしてるんで、そうしたら県ではやるという予定で、阿見から土浦市の入口になるところなので、例えば、ようこそ土浦市へとか表示したり、何とか考えてやってくださいよっていう話を県の人にもしたし、土浦の担当の方にも渡してるんですよ。すごくさびだらけで、汚いから何とかしてくれってというお話を頂いてるということですので、お願いします。

○**今野副委員長** では、お諮りします。議案第52号市道の路線の認定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**今野副委員長**

御異議なしと認めます。よって議案第52号は、原案どおり決しました。つづいて、議案第53号和解については、説明をお願いします。

○**滝田道路管理課長** 道路管理瑕疵に係る損害賠償の和解でございます。事故の発生は、3年前の令和2年2月9日午前8時25分頃に乙戸地内の市道を自転車で走行中に土浦市が管理しています土地に設置してある鉄線に衝突し、転倒して身体障害を負ったことについて、令和4年9月15日に損害賠償が請求されました。今回の和解でございますが、精査した結果、相手方に土浦市が1,500万円支払うことにより和解するものでございます。支払につきましては、損害保険にて対応いたします。なお、御承認いただいた後、正式に和解に向けて手続を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。説明につきましては、以上でございます。

○**今野副委員長** ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野副委員長** では、お諮りします。議案第53号和解については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**今野副委員長** 以上が、委員会に付託された議案の審査となります。委員長

報告書について、いかがいたしますか。

(「副委員長一任で」と呼ぶ者あり)

○今野副委員長 はい、承知いたしました。つぎに、報告事項です。(1)入札案件について、続けて御説明をお願いします。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課でございます。入札案件につきまして、御説明させていただきます。産業建設委員会資料の①入札案件についてをお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただき、2ページをお願いいたします。乙戸沼水生植物園花菖蒲植栽業務委託です。こちらは、乙戸沼公園に隣接している乙戸水生植物園で、毎年実施しております花菖蒲植替えに係る業務委託となります。業務の内容といたしましては、位置図の緑色の部分において、花菖蒲の掘取りを行い、圃場を整備し、良質な苗とするため株分けを行い、植え付けることにより、開花を促すものです。なお、青色の部分につきましては、連作障害対策のため圃場を休ませる部分となります。説明は以上でございます。

○滝田道路管理課長 道路管理課の入札案件につきましては、10件でございます。3ページから27ページまでの10件は、全て毎年実施しております草刈業務の委託でございます。委託箇所でございますが、市道Ⅰ級やⅡ級線などの主要幹線道路や常磐自動車道、国道6号バイパスの側道における路肩や法面などの草刈清掃でございます。なお、案件ごとの詳細な位置図が掲載しておりますので、御確認のほど、よろしくをお願いいたします。道路管理課の案件につきましては以上でございます。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。道路建設課の入札案件につきましては、1件でございます。28ページをお願いいたします。市道Ⅰ級42号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、都市計画道路中貫白鳥線の北側で、鶴沼公園の西側に位置する神立町地内でございます。工事概要としましては、延長200メートルの区間におきまして、改良舗装工事や道路側溝を設置する工事でございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。次のページをお願いいたします。住宅営繕課からは、市営住宅定期点検業務委託について、御説明いたします。この業務委託は建築基準法に基づき3年に一度、対象となる8住宅37棟の定期点検するものでございます。業務の内容といたしましては、市営住宅の建物、敷地内の付属物などの損傷、腐食、その他劣化状況について、調査点検を行うものでございます。説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○室町下水道課長 下水道課でございます。6月30日執行の一般競争入札案件、国補公下維（工）第5号中都町一丁目地内外公共下水道人孔更生工事でございます。この工事は、ストックマネジメントに基づく管路施設の点検調査により、腐食等の劣化が見られた8か所の人孔を更生する工事でございます。また、これと合わせて、劣化している鉄蓋についても交換工事を行います。つきまして、31ページをお願いします。6月30日執行の一般競争入札案件国補公下維（委）第1号の中央二丁目地内外管渠更生等実施設計業務委託でございます。この業務は、令和2年度に策定した修繕改築計画に基づき、管渠更生工事等を行うための、設計を行うものでございます。概要としましては、管渠更生実施設計延長756.21メートルと人孔更生実施設計11基を行うものでございます。設計箇所につきましては、このページの市内中心部のほか、次の32ページにあります霞ヶ岡地内の下水道施設について設計を行うものです。下水道課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○和田水道課長 水道課でございます。水工配更工第3号の真鍋四丁目地内配水管布設替工事でございます。この工事は、真鍋四丁目地内における老朽管の布設替え工事でございます。工事内容につきましては、既存の配水管を293.3メートル区間、ポリエチレン製の配水管に布設替えする工事でございます。水道課は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○今野副委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○寺内委員 31ページは大体分かるんだけど、32ページ見ると、霞ヶ岡保育所とか、何でこれ中央二丁目地区になっちゃうんだい。

○室町下水道課長 こちらについては中央二丁目地内外ということで、主だったところの町名を入れて、ほかの地区もございますという表示にさせていただいております。

○寺内委員 分かりづらいな。説明の仕方が悪いんだよ。今後はそういうふうに言ってくださいよ。

○竹内委員 花菖蒲は、柳澤議員が相当熱を入れてね、最初始まったことなんですけど、花菖蒲の先生を千葉県辺りから呼んで、花菖蒲を観る会っていうかな、そういうことやったと思うんだけど、今もそういうことやってるんですか。

○中島施設・公園管理課長 以前、専門家の先生をお呼びしまして、いろいろノウハウをいただきました。先生がいた頃は、委員おっしゃるとおり、鑑賞会を開いておりましたが、コロナもあつたり、先生が退任されまして、我々としては、マニュアルを作成して、そういう技術を習得させていただきました。

現在は鑑賞会までは開催してないっていうのが実情でございます。

○竹内委員 いずれね、この花菖蒲は結構それなりに有名になっているので、観光スポットにうまく格上げするとか、そういうことを考えてもらいたいと思うんですが、私もあの当時、あそこ一生懸命走っていたので、もういっぱい人がいるのはよく知ってんですけど。もったいないですよ。知ってる人だけがちょくちょく来てるだけじゃと思うんですけど、その辺よく検討してくれてるのかどうか。

○中島施設・公園管理課長 御提案いただきましたので、PRを努めていきたいと思えます。また、SNSを活用しまして、開花状況、今、最盛期になりました、そういったPRも行わせていただいております、今の委員の御意見を伺いまして、今後更なるPRを検討していきたいと思えます

○下村委員 ただ今のことについては、乙戸の水生植物園についてはですね、いわゆる公設市場の調整池ということで開発行為に伴う池調整池を造ったんだらうと思うんですよ。ここに花菖蒲が増えたということで、調整水の調整ができていない。乙戸沼公園と乙戸沼と連結しているものですから、地元の農家組合の人たちが、水が使えない。この花の時期に水位を下げてくださいと言われる。この時には水が欲しい時期なんです、田んぼが。これは前からもう、市のほうに掛け合ってるわけですけども、これについて検討をしっかりと私のほうから今度、委員にもなりましたので、しっかりと陳情、請願、いろんなこと考えます。これ、いかがでしょうか。

○中島施設・公園管理課長 下村委員には、以前から御指導いただきまして、引き継がせていただいております。確かに、この下の農家組合の方が柵を抜き差ししていただいているということもありまして、当然防災調整池ですので、そのバランスが必要かと思っております。先日も集中的な豪雨により水位が上がりましたが、花はそのまま生きておりますし、水位が下がって園路が回復したというタイミングでPRするとかですね、そういったバランスも必要かと思っておりますので、検討させていただきたいと思えます。以上です。

○下村委員 あんまり強く言ってもしょうがないんですけども、いわゆる調整池は調整池の機能を果たさなければいけない。片方は公園なので、これは水利権みたいなものは江戸時代から乙戸の農家の人たちが持ってるわけですよ。既得権みたいなものを。そこのところを適当にしてるから、水が調整できないんですよ。それを言ってるわけですよ。何も花菖蒲を作るな、なんて言わないんですよ。作るんであれば、水位を調整できるようなゲートを作ってください。それで片方の池のほうの水は、花菖蒲のほうは水位を下げたっていいように。それ

ができないなら、やめたほうがいいですよ。だって花菖蒲のために、農家の市民が困るんでは、本末転倒ですよ。それだけは、お話させていただきます。

○吉田委員 前回5月31日もちょっとお話させていただいたんですが、29ページの住宅営繕関係なんですけども、この定期点検入るのは分かるんですが、利用状況を教えてほしいということで求めたと思うんですが、その辺どうなってるでしょうか。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。議員、御要望をお話がありました入居状況の分かる資料につきましては、今回、その他のところで御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○今野副委員長 つぎに、報告事項です。工事発注状況報告については、説明を省略いたしますので、各委員におかれまして、御覧いただきますようお願いいたします。つづいて、「5その他」です。霞ヶ浦総合公園ピクニックガーデンの設置について、説明をお願いします。

○中島公園・施設管理課長 産業建設委員会資料の「③霞ヶ浦総合公園ピクニックガーデンの設置について」をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただき2ページをお願いいたします。この案件につきましては、霞ヶ浦総合公園の広場利活用に関する内容で、ピクニックガーデンと称し、社会実験を実施するものです。資料の1番、設置の背景・趣旨です。霞ヶ浦総合公園、通称水郷公園につきましては、緑豊かで安全、快適な都市環境を創造するなど、良好な都市基盤を形成し、スポーツ・レクリエーションなどの場を提供することを目的に整備されております。ウィズコロナ下での社会経済活動の再開等、新たな公園需要を的確に捉えた本公園運用のあり方について、令和5年度に検討するに先立ち、洗い場前芝生広場にピクニックガーデンを設け、利用者の利便性の向上及び利用動向などを把握するため、広場利活用の社会実験を実施するものです。なお、今年度調査を実施する霞ヶ浦総合公園あり方等検討調査につきましては、資料に記載はございませんが概要を御説明させていただきます。内容は、現公園施設の更なる有効活用や管理運営方法も踏まえつつ、公園のポテンシャルを把握するとともに、官民連携を見据えた民間事業者へのサウンディングを行ってまいりたいと考えております。この民間事業者へのサウンディング、いわゆる対話型市場調査におきましては、民間活力を活用した都市公園の整備や管理運営に当たり、公園のポテンシャルを引き出し、柔軟な発想で検討するため、都市公園における収益施設の市場性の有無を確認しつつ、民間事業者による活用のアイデアを聴取し、民間活用における公募の際の条件などを整理することを目的に実施するものです。次に、資料の2番ピクニックガーデ

ン概要といたしましては、位置図の赤枠で示しました芝生広場及び隣接する湖畔の砂浜で、設置期間は、本年7月7日から来年3月31日までの今年度内とし、利用イメージといたしましては、利用者がピクニック気分、ランチや読書、昼寝などができ、アウトドアを楽しめる広場とするものです。最後に、基本的な利用ルールとしましては、広場活用の社会実験となりますことから、8時30分から17時において、利用料を無料とする。また、安全性を考慮し火気の管理がしやすいカセットコンロ使用での火気使用可とし、焚火及び炭火は禁止とすること、及びゴミは持ち帰りとするこゝで、利活用を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○今野副委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○竹内委員 これは、安藤市長にもいつか聴こうと思っているんですが、国民宿舎水郷の施設跡地ですよね、簡単に言うと。当時のことから考えると、あそこにもう1回宿泊施設を再建しようという流れがあったわけで、当時、私が委員長で、今の市長は副委員長なんですけどね。特別委員会で、それすっかり忘れちゃいないんだろうけど、ピクニックはこれ期間限定だけどね、その宿泊施設等について、ここを利活用するとかしないとかというような議論は、出てきてるんですかね。それとも、そういうもの全く白紙でとにかく、今回これをやるということなのか。公園の担当者、よろしくお願いします。

○中島公園・施設管理課長 公園施設管理課でございます。今、竹内委員からおっしゃられました、いわゆる「そういうもの」をですね、民間からサウンディングをしたいというふうに考えております。今回は、広場の利活用ということで、民間がここを活用するまでの暫定利用と考えております。今の委員の御質問につきましては、今年度のあり方検討という中で、広く、民間の事業を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

○竹内委員 いずれにしても、期間限定の事業だから、将来的にね。中島君にこの話をしてもしょうがないんだけど。宿泊施設を再建をしようというところから、話はまだ終わってないんで、この後、この土地をどういうふうに有効に活用するかというのは、今回これですけど、今後もしろいろと企画して検討してやるんだろうけど、宿泊施設の問題もまだけじめついてないのでね。その辺は、上司とよく相談してください。

○寺内委員 いや、今、竹内委員が言ったのは、多分コロナのやつで今までサウンディングやってたよね。それで、大体こう決まりそうになったときにコロナで、サウンディングが中止しちゃったんだよね。それを今度、公園のほうに今

度引き継いだわけだよね。だから、そのサウンディングが今からこうやって始まれば、そういう議論もできると思うんだよ。サウンディングは、こういうわけで暫時休憩なっちゃってんだと。それが今度コロナが落ち着いたから、今度そのサウンディングをまた再開してそういうものやっていますって言えば分かるんだけど、竹内委員は、4年間いなかったから、分かんないんだよ。そういうものを説明してやないと、どっかいつちゃったのかなっていうことになっちゃうんで、そういうふうな説明してやってくださいよ。

○中島公園・施設管理課長 御説明ありがとうございます。今の委員の御案内のとおり、公園のあり方につきましては、今回は暫定利用ということですので、今後検討していく内容になってきます。検討するに際しましては、本委員会にお諮りしまして進めさせていただきたいと思っておりますので、またその際によりしくお願いしたいと思っております。以上です。

○下村委員 私はちょっと違う角度で、これは県の所有している土地ではないんですか。

○中島公園・施設管理課長 委員おっしゃるとおり、霞ヶ浦総合公園につきましては、県の所有地と市の所有地がございます。今回ピクニックガーデンを設置する場所は市の所有地となっております、体育館が県の所有地というイメージつくかと思っております。体育館が県の所有地でありまして、体育館施設も県の所有地となっております。

○下村委員 確認したいのは、ここは、市では公園として扱っているということによろしいですか。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課です。こちら都市計画決定をしている都市計画公園になっておりまして、現在ピクニックガーデンを設置する場所は、都市公園法での公園ということで、公園として告示をしております。以上です。

○下村委員 手続上はいいのかなという感じがするんですが、やっぱり突然にこういう話が出てくるのが市民に対してはいいのか悪いのかっていうことを考えると、前もって、やっぱり知らせるべきであろうと思うんですよね。対象にしてるのは、市の外の人たちを対象にするのかっていうことになっちゃうわけですよ。そうじゃないでしょ。そうしたらやっぱり、もうちょっと早めにこういうものを周知していくということが大切なのかと思うんですが、いかがでしょう。

○中島公園・施設管理課長 委員おっしゃるとおり、周知期間というのが必要かと思っております。今回、社会実験ということで来年の民間活用に向けた、暫定利

用というところで捉えていただければありがたいです。その際に、やはり民間がどう活用するかという中で、今回の我々のこの社会実験があまり足かせにならないように、ある意味、市民の方が新たな利用の仕方楽しんでいただく中で、利用者の方に、あり方検討の中でアンケートもさせていただいて、来年のステップというふうに考えておりますので、周知につきまして案内看板ですとかそういったことで、来年の民間活力の第一歩といった形で考えております。

○**下村委員** それと、もう一つは安全性を考慮した火気の管理がしやすいカセットコンロの仕様での火気使用可とかっていう、こういったところについても、結局、そこで火を使うことによって、もし何かあれば、大変なことになっちゃうんですね、今カセットこの使い方だつて風が強いところでは非常に難しいところがあって、もしここで事故があった時はどうすんだとか、ですから、公園であれば火気が厳禁なので、そこら辺は徹底していったほうが安全なのかなと。これ別に、キャンプ場でも何でもキャンプ場でも何でもありません。ただピクニックガーデンという使用として、軽い形で考えてるのであれば、もうこんなカセットコンロまで使用できますなんてことやらないほうがいいというふうに私は感じるので、まず内部で御協議ください。

○**中島公園・施設管理課長** 確かに今回検討するに当たりまして、やはり委員おっしゃるとおり公園につきましては火気厳禁ということで、管理者がいる場合は、火気などを許可しているという実情にあります。今回、一方ちょっと付記踏み込んでしまいまして、少し緩和する形なんですけど、建物からちょっと離れたところにこの赤枠を設定する。消火器なども、ここの洗い場に設置して、そういう面を防いでいきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○**海老原委員** コロナ禍の中で、キャンプ場が増えてきたと。この中でピクニック気分でも、中にはテントを建てちゃう人もいると思うんだよね。その辺の線引きがまだちょっとよく分からない。あと火気のことも含めてね。

○**中島公園・施設管理課長** 確かにですね、先ほどの火気厳禁、野営禁止ということで泊まることはできないという中で、確かにテントはですね、実は現在も比較的こちらの広場とか、あと遊具広場というのが、もう内側のテニスコート近くにあります。最近、日帰りで少し簡易なテントを持ってきて日差しを下げのために、テントを出している現状がございまして、その辺につきましては、そういう時代になっているというところなんです。ですから野営につきましては禁止という形で引き続きやりたいと思いますので。あとは、その辺の使い方をきちっと把握させていただいて、次の民間がどう活用できるかというところにつ

ないでいかしていただければなというふうに考えております。

○島岡委員 犬は一緒に入っても大丈夫なんですか。

○中島公園・施設管理課長 犬につきましては公園内でどこが駄目ってのはございませんので、比較的この外周道路の散歩道っていうんですかね。そういうところを散歩されるっていう方が多いのかなというふうに捉えています。当然この芝生については基本的にはリードはつけてくださいということになってますので、禁止区域、許可区域ってのはないという実態になっております。

○吉田委員 今回のこの提案の件で、ちょっと何か先輩方に説明が足りないなと思うのは、やっぱり他のところって「安、近、短」ですごく流行ってるじゃないですか。私、戸田市の彩湖っていうところは、もうすごい週末とか、子供がいっぱいいて、家族いてしかも安心安全でっていうのが売りになってる。それは、何でかっていうと、やっぱり市がやっている、民間だとちょっと怖いよねっていうのが私たちの心の中にもあるにもかかわらず、やっぱそういうふうに「安、近、短」っていうこちらの立地を利用してるから、もっとう画像とか入れて、分かりやすい資料で見せると、また違うイメージが出てくると思うので、是非、案件が本当に関東近県すごく転がってるんで、相模湖のトレジャーフォレストは民間ですけど、ああいうのとかも見せ方がすごく上手にできているので、そういう資料をつけながらやっていただけると、もっと、理解が深まってさらにね、民間に渡すときも、土浦市はこういうイメージでやってるんですって一つ柱があると、民間のプロポーザルのときにも、活発な意見で、うちは更にこういうのをプラスしていますとか、今度、委員会で帯広のスノーピークのキャンプ場に行くのですが、これも青年の家とかと違う、また違ったキャンプのイメージとか出てきますから、そうすると今ってこんなみたいな感じが出てくると思うので、課長もアピールしていただいて、本当にいいことだと思うんですけどやっぱ安全性とか、周りの人の迷惑とかっていうのは、もう本当に皆さん心配するところなので是非、教えていただけると思いますので、よろしくお願いします。

○中島公園・施設管理課長 御提案ありがとうございます資料足らずでちょっと申し訳ないと思います。今の委員の御案内のとおり、やはり今すごい公園ができてますので、そういったものを我々も取り入れていきたいというふうに考えております。それにはやはり、今回民間によく需要調査をしまして、どういったものがいいのか、お聞きする中で次年度以降、公募なり行っていくという形になろうかと思うんですが、そういった際には、事前にしっかりした資料を用意しまして、委員の皆様にご協議いただければと思いますので、よろしくお

願いたします。

○今野副委員長 その他、執行部からありますか。

○福澄都市整備課長 5月31日の事前委員会での御質問のあった2点について御報告いたします。サイドブックの④をお願いいたします。1点目は、桜土浦インターチェンジ周辺地区の現時点での、エリアでございます。南側は現在、整備中の牛久土浦バイパス、西側に県道藤沢荒川沖線、エリアの北側には清掃センターがございます。このエリアで約33ヘクタールとなっております。今後地権者、関係者と協議の上で、エリアを確定していく方向となっております。2点目でございますが、神立駅西口地区土地区画整理事業で整備中の西口駅前広場における各車両の乗降場等の台数についてでございます。サイドブック⑤をお願いします。レイアウト図でございます。一般車乗降場がロータリー内の緑色の部分となり、西側に4台、中央部に12台で、合わせて16台となります。次に、赤色の部分がタクシープール及び乗降場で、タクシープールが12台となり、タクシー乗降場は駅舎寄りにそれぞれ独立して設置されます。続きまして、バスでございますが、ロータリー北側に路線バス乗降場を2台分、西側に企業バス乗降場1台、バス待機場を1台としています。また、障害者優先乗降場は、駅舎、エレベーターに近い場所に配置しております。なお、自転車やバイクの駐輪場につきましては、市営神立駅西口自転車駐車を整備しております。こちらの収容台数は自転車576台、原付バイク20台となっております。説明は以上となります。

○今野副委員長 そのほか、執行部からありますか。

○三浦住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。住宅営繕課からは、前回の委員会の時にお話がありました市営住宅の入居状況の資料につきまして、御提出をさせていただくものでございます。サイドブックの資料6、住宅別年度毎入居率の資料をお願いいたします。この資料は、昨年度を含め過去十年間の各住宅の入居率の推移を、表したものでございます。縦の列が各住宅の年度別の入居率、横の段が各住宅の入居率の推移を、表しております。なお、この入居率については、年度末の入居者数を基にしたものでございます。一番下の段が全体の入居率を表しております。ここにありまして、ここにありますとおり、年々入居率が減少している状況でございます。また、一部施設の老朽化も課題となっていることから、今年度から策定いたします、住生活基本計画等の策定作業の中で、今後の市営住宅の在り方や、活用について、検討してまいりたいと考えております。説明は、以上となります。よろしく願いたします。

○今野副委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問

はありますか。

○竹内委員 これはもう課長と個人的にも話していることなんですけども、空き室があるわけよ。空き室の多くは、階が上のほうなの。下のほうは高齢者とか障害を持った人たちが入居する率が高いわけで、上のほうの高層のほうに空き室があって、これは別に土浦に限らず、この間も課長と個人的に話をしましたが、最近では日立市で、日立市の場合は、空き室の多い高層のところは、単身赴任とか学生とか、そういうところでも入居できるように、奨励をして流入率を上げようということなんですけど、日立のことも課長もよく知っていたみたいですけど、その辺は今後この状況で、何か参考にして取り組んでいく用意はあるんでしょうか。

○三浦住宅営繕課長 はい、日立の例は承知しておりまして、日立市の条例の改正の内容も精査いたしまして、今後、住生活基本計画の中で、その中上層部の活用の仕方というのでも検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○吉田委員 資料をありがとうございます。僕ちょっと見忘れちゃったというか、あれだったんですが、やはりちょっと私注目したかったのがこの移転の第1第2、この数字をやはり具体的に欲しかったっていうのが今回の狙いがありまして、推移を見ると、やはり一番低いですよ27.6パーセント。この間、市長と語る会を都和地区でもやったんですが、やはりそういう要望というか、渡辺部長からもお話いただいたと思うんですが、やはりそうすると町内会でなんか電気代をみんなで払っていて、人数が少ないとすごい数の電気代払っていて、町内会費が全部それに消えちゃってるとかっていうような現状があるというのをお伝えしてると思うんですが、竹内委員からもお話があったとおり、この入居率を上げるというのも一つの設定だと思うんですが、その中でやっぱり1個気になったのが、意外とこの全個数も微妙に下がってきてるじゃないですか。これは、もう使用されないからその戸数のところは、閉じちゃったとか、そういう意味合いのこと教えていただければ。

○三浦住宅営繕課長 まず、板谷第1、第2につきましては減っていると思いますが、ここは木造の戸建ての建物で、耐震の関係もありますので、もしそこは出られた場合には、もう壊しているというようなところございます。ほかにつきましては、ほぼ戸数は変わらないというところでございます。

○今野副委員長 その他、執行部から報告事項はありますか。

○佐藤産業経済部長 執行部からは、ありません。

○今野副委員長 ありがとうございます。それでは、執行部の方は御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

(執行部退席)

○今野副委員長

つぎに、各種委員の選出についてです。先日の全員協議会でありましたように当委員会では2件の各種委員選出をお願いします。(1)土浦市環境審議会委員は、第1回臨時会で私、今野を選出しましたが、任期が6月30日までのため、改めて選出をお願いします。

○下村委員 希望します。

○今野副委員長 皆様、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○今野副委員長 それでは、土浦市環境審議会委員は、下村委員と決しました。つづいて、(2)土浦市地域医療運営協議会委員は、改選後初めての選出となります。いかがいたしますか。

○海老原委員 病院にも行っていきますし、希望します。

○今野副委員長 皆様、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○今野副委員長 それでは、土浦市地域医療運営協議会委員は、海老原委員に決しました。各種委員の選出については、以上のとおりとし、本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。